

官報号外

昭和五十一年五月十九日

○第七十七回 衆議院會議錄 第二十一号

昭和五十一年五月十九日(水曜日)

議事日程 第十八号

昭和五十一年五月十九日
午後一時開議

第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第三 潮戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

第四 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 クリーニング業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 潮戸内海環境保全臨時措置法の一部を改正する法律案(公害対策並びに環境保全特別委員長提出)

日程第四 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)(參議院送付)

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法案(内閣提出)

訪問販売等に関する法律案(内閣提出)

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。日程第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。日程第二 クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(日程第二、クリーニング業法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。社会労働委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。社会労働委員長熊谷義雄君。

○本号末尾に掲載

○熊谷義雄君 ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げますとともに、クリーニング業法の一部を改正する法律案について、趣旨弁明

午後一時五分開議

を申し上げます。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における廃棄物の処理の実態にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を強化するほか、廃棄物処理業及び最終処分場に対する規制、違法に処分された廃棄物による環境汚染の防除につき、都道府県知事の改善命令

付託となり、昨日の委員会において質疑を終了し、日本共産党・革新共同より、廃棄物の広域的処理等について修正案が提出され、次いで討論を行い、採決の結果、修正案は否決され、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案について趣旨弁明を申し上げます。

本案は、クリーニング所における公衆衛生上講ずべき措置の確保を図らうとするもので、その内容は、クリーニング所の従事者の当該業務に関する知識及び技能を高めるために講すべき措置に関して、必要に応じて都道府県が条例で定めることができます。クリーニング所の従事者の当該業務に関する知識及び技能を高めるために講すべき措置に關するところとし、公布の日から起算して三ヶ月を経過した日から施行することであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

ついて、その提案の趣旨を御説明申上げます。

古来、瀬戸内海は、わが國のみならず、世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、國民にとって貴重な漁業資源の一大宝庫として、その恵みを國民がひとしく享受してきたところあります。

この美しい瀬戸内海を、わが國のかけがえのない宝として、後代の國民に継承させるため、瀬戸内海の環境保全のための基本計画を速やかに策定すべきことを明示するとともに、その計画が策定されるまでの間における当面の措置として、排水規制の強化等の特別の措置を定めるため、昭和四十八年九月に本委員会提出による瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され、同年十一月一日から施行されております。同法は、その附則第四条において、「この法律は、施行の日から起算して三年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。」とされております。

しかしながら、三年を経過しようとしている今日、瀬戸内海の環境保全に関する基本計画についてはいまだ策定されておらず、また、基本計画と表裏一体をなす、いわゆる後継法を制定するにつれて、「五年を超えない」と改め、「二年間の延長を図る」とするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員会理事木野晴夫君。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

出、参議院送付、学校教育法の一部を改正する法

律案、内閣提出、国際連合大学本部に関する国際

連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措

置法案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を

提出、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 三塙博君の動議に御異議

ありませんか。

案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

します。

すなわち、この際、第七十五回国会、内閣提

の一部の廃止であるときは、この限りでない。

9 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

10 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第八条第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設（政令で定めるごみ処理施設を除く。以下同じ。）を設置しようとする者」を「一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）し尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者」に改め、「その工事を着手する前に」を削り、「都道府県知事」をその旨を都道府県知事に、「第十一条及び」を「第十一条第一項及び第三項並びに」に、「当該し尿処理施設」を「当該一般廃棄物処理施設」、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出（し尿浄化槽についての届出を除く。）があつた場合において、その届出に係る一般廃棄物処理施設が厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

第八条第三項中「維持管理」を「構造（し尿浄化槽の構造を除く。）又は維持管理」に、「前項の厚

生省令で定める基準」を「第二項又は前項に規定する技術上の基準」に、「管理者」を「設置者又は管理者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による届出（し尿浄化槽についての届出を除く。）をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただし、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。

4 一般廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令（一般廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に従う。

第九条の見出しを「（し尿浄化槽清掃業）」に改め、同条第一項中「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に、「行なう」を「行おう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまでいすれにも該当しないこと。

第九条第四項中「及び第七項」を「第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」とし、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができます。

る。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」に改め、同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を「第一項」とし、同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りでない。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含む政令で定める産業廃棄物を生ずる施設で政令で定めるものが設置されている事業場

二 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）が設置されている事業場

6 第七条第六項及び第七項の規定は、事業者（政令で定める事業者を除く。）について準用する。この場合において、同条第六項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「都道府県及び市町村が行なう」を「第十条第二項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う」に、「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

7 第一項の許可を受けた者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第一条第一項に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができます。

第十五条第一項中「廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定め

るもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者」を「産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（厚生省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする者」に改め、「その工事に着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る産業廃棄物処理施設が厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日（産業廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、その届出をした者に對しその届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

第十五条第三項中「維持管理」を「構造又は維持管理」に、「前項の厚生省令で定める基準」を「前項に規定する技術上の基準」に、「管理者」を「設置者又は管理者」に改め、同項を同条第四項として、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 産業廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

第十五条に次の二項を加える。

5 第八条第三項の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項」と読み替えるものとする。

第一項に、「行なわせる」を「行わせる」に改める産業廃棄物を捨ててはならない。

第十八条中「管理者」を「設置者若しくは管理者」に、「し尿浄化槽」を「し尿凈化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改める。

第十九条第一項中「の産業廃棄物の保管若しくは処分の場所」を削り、「し尿凈化槽」を「し尿凈化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改め、同条の次に次の二項を加える。

（措置命令）

第十九条の二 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該各号に定める者は、必要な限度において、当該処分を行つた者（第六条第二項の規定により当該処分を行つた市町村及び第十条の規定により当該処分を行つた市町村及び第十一条の規定により当該処分を行つた市町村又は都道府県を除くものとし）、第十二条第四項又は第十四条第七項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該処分を委託した者を含む。）に対し、その支障の除去又は発生の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第六条第三項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合市町村長

第一項に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十一条第一項中「し尿凈化槽」の下に「及び一般廃棄物の最終処分場」を加え、「産業廃棄物処理施設の管理者」を「産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の管理者」に改める。

第二十二条第一号中「一般廃棄物処理施設」を「ごみ処理施設及びし尿凈化槽」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条の二中「第十四条第四項」を「第十四条第八項」に改める。

第二十四条の見出しを「（再審査請求）」に改め、同条第一項中「第八条第三項又は第十五条第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分」を「この法律の規定により保健所を設置する市の長がした処分」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条中「第十四条の次に次の二項を加える。（経過措置）

第二十四条の二 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廢する場合においては、その命令で、その制定又は改廢に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

二 第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合市町村長

第一項に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項若しくは第五項、第十二条第三項又は第十五条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第四項、第十四条第七項又は第十六条第一項の規定に違反した者

三 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第三十条中「第八条第一項又は第十五条第一項」を「第七条第十項（第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。）に、

二 第七条第十一項（第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。）

四 第十九条第一項若しくは第八項、第九条第一項又は第十四条第一項若しくは第五項の規定に違反した者

五 第三十条中「第八条第一項又は第十五条第一項」を「五千円」を「五万円」に改める。

（廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正）

第二条 廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条 第一項中「昭和五十年度」を「昭和五十五年度」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「昭和五十年度」を「昭和五十五年度」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第二項及び第三項又は第十五条第二項及び第五項の規定は、この法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の規定により行われた届出に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、適用しない。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条 地方税法（昭和二十六年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条 地方税法（昭和二十六年法律第二百十号）の一部を次のように改める。

第六条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十号）の一部を次のように改める。

第七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十号）中「最終処分の場所」を「処分に改める。

（新東京国際空港周辺整備のための國の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第五条 新東京国際空港周辺整備のための國の財

政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般廃棄物処理施設」「ごみ処理施設及び屎処理施設」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第六条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

（厚生省設置法の一部改正）

第十一条 第二項第三号中「第十二条第二項」を「第十二条第一項」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十二条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

（環境庁設置法の一部改正）

第十三条 第二項第十一号中「環境庁の所掌に属するものを廃棄物の最終処分に関する基準の設定に關すること」と改める。

（環境庁設置法の一部改正）

第十四条 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（環境庁設置法の一部改正）

第十五条 第二十三号中「最終処分」の下に「及び最終処分場」を加える。

（環境庁設置法の一部改正）

第八条 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（環境庁設置法の一部改正）

第九条 の二第一項第十一号中「環境庁の所掌に属するものを廃棄物の最終処分に関する基準の設定に關すること」と改める。

（環境庁設置法の一部改正）

第十六条 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（環境庁設置法の一部改正）

第十七条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出 参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における廃棄物の処理の実態に

かんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者の責

任を強化するほか、廃棄物の最終処分場に対

する規制、運法に処分された廃棄物による環境

汚染の防除措置、有害な産業廃棄物等の投棄禁

止に関する罰則の強化等の措置を講ずるととも

に、新たに昭和五十五年度までの間に実施すべ

き廃棄物処理施設整備計画を策定しようとする

もので、その要旨は次のとおりである。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部

- (1) 改正
事業者の産業廃棄物の処理に関する規制
- (2) 廃棄物処理業、一般廃棄物処理業等に、有害な産業廃棄物等環境保全上特に問題に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととするとともに、有害な産業廃棄物を生ずる施設が設置されている事業場又は事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設を設置する事業場ごとに、産業廃棄物処理責任者を置かなければならないものとすること。
- (3) 廃棄物処理業に関する規制
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部に適合していないと認めるときは、その計画の変更等を命ずることができることとともに、その基準に適合しなくなつた場合にも、必要な改善を命ずることができるものとすること。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正するほか、廃棄物の処理に関する規制及び監督の強化等を図ることにより、廃棄物の処理に関する改善措置を講ずることともに、新たに、昭和五十五年度までの廃棄物処理施設整備計画を策定することは、時宜に適するものと認め、昭和五十五年度までの廃棄物処理施設整備計画を策定することとし、日本共産党・革新共同石母田達君外二名より廃棄物の広域的処理等につき修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

- (6) 別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
- (7) 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨
- (8) 国会法第五十七條の三の規定による内閣の意見の要旨

- (9) 別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約千百十三万円が昭和五十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十一年五月十八日

内閣委員長代理 理事 木野 晴夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

この法律は、公布の日昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

第六十一条に次のたゞし書を加える。

第六十八条の二を第六十八条の三とし、第六十

八条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大

学とすることができる。

第七十条中「第五十条第四項」を「第五十条第五

項」に改める。

第七十条の九中「第五十条第四項」を「第五十条

第五項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第八十三条の二第一項中「学校の名称」の下に

又は大学院の名称を加える。

第一百八条の二中「第六十八条の二」を「第六十八

条の三」に改める。

附 則

（施行期日）

学校教育法の一部を改正する法律

一

この法律は、公布の日から起算して三月を超

部を次のように改正する。

第四条中「行なう」を「行う」に、「及び大学院」を「大学院及び大学院の研究科」に改める。

第六十七条に次のたゞし書を加える。

ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修

士の学位を有する者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

第六十八条中「博士」の下に「修士」を加える。

第六十九条の二を第六十九条の三とし、第六十

八条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大

学とすることができる。

第七十条中「第五十条第四項」を「第五十条第五

項」に改める。

第七十条の九中「第五十条第四項」を「第五十条

第五項」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第八十三条の二第一項中「学校の名称」の下に

又は大学院の名称を加える。

第一百八条の二中「第六十八条の二」を「第六十八

条の三」に改める。

附 則

（施行期日）

学校教育法の一部を改正する法律

二

この法律は、公布の日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（名称についての経過措置）

この法律の施行の際現に大学院という名称を用いている専修学校、各種学校その他学校教育法第一条に掲げるもの以外の教育施設は、改正

後の同法第八十三条の二第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、なお

従前の名称を用いることができる。

第六十一条に次のたゞし書を加える。

第六十二条第一項第一号から第三号まで及び

第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は

一個の研究科を置く学校教育法第六十八条の二の大学」を加える。

（私立学校法の一部改正）

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大学

院及び大学院の研究科」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「、大学

院の研究科」を加える。

第五十九条第十項第一号中「若しくは大学院

の研究科」を削る。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行の際学校法人の設置する大学

院に現に置かれている研究科の名称について

は、当該学校法人は、できる限り速やかに、寄附行為をもつて定めなければならない。所轄庁の認可を受けることを要しない。

（名称についての経過措置）

この法律の施行の際現に大学院という名称を用いている専修学校、各種学校その他学校教育

法第一條に掲げるもの以外の教育施設は、改正

後の同法第八十三条の二第一項の規定にかかわ

らず、この法律の施行の日から一年間は、なお

従前の名称を用いることができる。

（教育公務員特例法の一部改正）

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号から第三号まで及び

第五号中「一個の学部を置く大学」の下に「又は

一個の研究科を置く学校教育法第六十八条の二の大学」を加える。

（私立学校法の一部改正）

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「及び大学院」を「大学

院及び大学院の研究科」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第一項第三号中「大学院」の下に「、大学

院の研究科」を加える。

第五十九条第十項第一号中「若しくは大学院

の研究科」を削る。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

この法律の施行の際学校法人の設置する大学

院のみを置くものを大学とすることができる

こと。

4 大学院以外の教育施設は、大学院の名称を用いてはならないこと。

5 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

6 その他所要の規定を整理すること。

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

教育研究上特別の必要がある場合には、大学

院のみを置く大学を創設することができるよう

にする等大学院制度の改善を図ることは時宜に適するものであると認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十一年五月十九日

文教委員長 登坂重次郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

文教委員長 登坂重次郎

国際連合大学本部に関する国際連合と日本
右

国会に提出する。

昭和五十一年五月十八日

内閣総理大臣 三木 武夫

国際連合大学本部に関する国際連合と日本
右

(定義)

第一条 この法律において「協定」とは、国際連合
大学本部に関する国際連合と日本国との間の協
定をいう。

2 この法律において「大学」とは、千九百七十二
年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設
立された国際連合大学をいう。

(国有の財産の無償使用)

第二条 国は、協定を実施するため、国有の財産
(国有の財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第
二条第一項に規定する国有財産、物品管理法

(昭和三十一年法律第百十三号)第二条第一項に
規定する物品及び国有財産法の適用を受けない
国有の権利をいう。)を大学の用に供する必要が
あるときは、無償で、大学に対して当該財産を
使用させることができる。

国有の財産を無償で使用させることができること
とするとともに、国際連合大学又はこれに類似す
る名称について使用を制限する等の特別措置を講
ずる必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

訪問販売等に関する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十一年四月一日

内閣総理大臣 三木 武夫

訪問販売等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 訪問販売及び通信販売(第二条—第十
一条)

第三章 連鎖販売取引(第十二条—第十七条)

第四章 雜則(第十八条—第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条—第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、訪問販売及び通信販売に係
る取引並びに連鎖販売取引を公正にし、並びに
購入者等が受けることのある損害の防止を図る
ことにより、購入者等の利益を保護し、あわせ
て商品の流通を適正かつ円滑にし、もつて国民
経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
右報告する。

昭和五十一年五月十九日

(定義)

第二章 訪問販売及び通信販売

第二条 この章において「訪問販売」とは、販売業
者が営業所、代理店その他の通商産業省令で定
められたものと認めたものとされるものとす

て指定商品につき売買契約を締結した場合(營業所等において申込みを受け、營業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)又は營業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け、營業所等において、その売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額(当該商品の販売価格に相当する額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

三 当該商品の解説が当該商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(通信販売についての広告)

第八条 販売業者は、通信販売をする場合の販売条件について広告をするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品に関する次の事項を表示しなければならない。

ただし、当該広告に、請求によりこれらの事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者は、通商産業省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

第九条 販売業者は、指定商品につき売買契約の申込みをした者から当該商品の引渡しに先づて行う販売(その団体が構成員以外の者にて行う販売)のための特約がない場合は、その特約に関する事項(その特約がない場合は、その旨)を定める事項

(通信販売における承諾等の通知)

官

一 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額(当該商品の販売価格に相当する額から当該商品の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

三 当該商品の解説が当該商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

(通信販売についての広告)

第十一条 この章において「連鎖販売」とは、物品の販売の事業であつて、販売の目的物たる物品(以下この章において「商品」という。)の再販売(販売の相手方が商品を買い受けて販売すること)をいう。以下同じ。)をする者を特定利益(その商品の再販売をする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当することをいう。以下同じ。)を受ける者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)をすることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)を受けるものとし、この章において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、連鎖販売業に

ときは、この限りでない。

(適用除外)

第十一条 第三条から前条までの規定は、次の販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。

一 その住居において売買契約の申込みをし又是売買契約を締結することを請求した者に対する指定期間内に該当する場合において、その申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、か

して行う訪問販売

二 販売業者がその営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受け又は売買契約を締結することが通例であり、か

つ、通常購入者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第十二条 この章において「連鎖販売業」とは、物

品(以下この章において「商品」という。)の再販

売(販売の相手方が商品を買い受けて販売する

ことをいう。以下同じ。)をする者を特定利益(その商品の再販売をする他の者が提供する取

引料その他の通商産業省令で定める要件に該当

することをいう。以下同じ。)を受ける者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基

準に該当するものをいう。以下同じ。)を受けるこ

とをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基

準に該当するものをいう。以下同じ。)を受けるこ

とを条件とするその商品の販売に係る取引(そ

の取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものとし、この章において「統括者」とは、連鎖販売業に

係る商品に自己の商標を付し、連鎖販売業に

する広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(連鎖販売取引についての勧誘)

第十二条 統括者はその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る商品を店舗その他これに類似する設備(以下「店舗等」という。)によらないで販売する個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をするときは、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十三条 主務大臣は、統括者又は勧誘者が当該一連の連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に対してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘をした場合において、その勧誘が適正を欠くものとして政令で定める基準に該当し、かつ、当該勧誘が引き続き行われるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に

行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

(連鎖販売取引についての広告)

第十四条 統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をすることは、通商産業省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

一 商品の種類

二 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における書面の交付)

第十五条 連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行ふ者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者)は、

連鎖販売取引において条件とされる特定負担を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

第十六条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結した場合におけるその契約の相手方(その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)は、前条第二項の書面を受領した日以後においてその連鎖販売業を行う者からその連鎖販売取引において条件とされる特定負担をしようとする者(その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)とそ

の特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係

る連鎖販売取引についての契約を締結した場合において、その契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人であるときは、運送なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

一 商品の種類及びその性能又は品質に関する事項

二 商品の販売条件に関する事項

三 当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項

四 当該契約の解除に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(連鎖販売取引における契約の解除)

第十七条 主務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより統括者又は勧誘者に対し報告させ、又はその職員に、統括者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定に反する特約でその契約の相手方に不利なものは、無効とする。

5 第一項の契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。

6 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、契約の解除を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日(その契約に係る特定負担が

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならぬ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

第十一條第一項の政令で定める基準に該当することとなる最初の引渡しを受けた日がその告げられた日後であるときは、その引渡しを受けた日から起算して七日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

ない。
第四章 雜則

(売買契約に基づかないで送付された商品)

第十八条 販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者(以下この項において「申込者等」という。)以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に対してもその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して六月を経過する日(その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日後であるときは、その一月を経過する日)までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。

(割賦販売審議会への諮問)

第十九条 主務大臣は、第二条第三項、第六条第一項前段若しくは同項第二号又は第十一条第三項

第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとは五十万円以下の罰金に処する。

するときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。
2 通商産業大臣は、第十二条第一項又は第十三条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、割賦販売審議会に諮問しなければならない。
第一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。
第二十一条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
一 第十三条 この法律における主務大臣は、次の一とおりとする。
第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關する事項については、通商産業大臣及び当該一連の連鎖販売業に係る商品の流通を所掌する大臣
(施行期日)
掌する大臣

二 第十九条第一項の規定による割賦販売審議会への諮問に關する事項については、通商産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条第二号、附則第三条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第五章 罰則

第二十二条 第十二条の規定又は第十三条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(経過措置)

第二条 第四条及び第九条の規定は、この法律の

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第十五条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付しなかつた者

2 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第六条の規定は、この法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

二 第五条第一項又は第十五条第一項の規定による書面で虚偽の記載のあるものを交付した者

三 第九条の規定に違反して通知しなかつた者

四 第十四条の規定に違反して表示しなかつた者

五 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

七 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に第十二条第一項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行なう者が締結した同項に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

八 第十六条の規定は、この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての第十八条の規定の適用について

九 第十九条第一項中「その商品の送付があつた日」は、同条第一項中「この法律の施行の日」とする。

十 あるのは、「この法律の施行の日」とする。

(割賦販売法の一部改正)
第三条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

十一 第二条 第二项第一項中「割賦講入あつせん」の下に「並びに訪問販売等に關する法律(昭和五十一年法律第一号)第二条第一項に規定する訪問販売、同条第二項に規定する通信販売及び第十二条第一項に規定する連鎖販売取引」を加え

施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 第五条第一項から第三項まで及び第七条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第六条の規定は、この法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

四 第五条第一項又は第十五条第一項の規定による書面で虚偽の記載のあるものを交付した者

五 第九条の規定に違反して通知しなかつた者

六 第十四条の規定に違反して表示しなかつた者

七 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

九 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての第十八条の規定の適用について

十 あるのは、「この法律の施行の日」とする。

(割賦販売法の一部改正)
第三条 割賦販売法の一部を次のように改正する。

十一 第二条 第二项第一項中「割賦講入あつせん」の下に「並びに訪問販売等に關する法律(昭和五十一年法律第一号)第二条第一項に規定する訪

る。

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表記賦販売審議会の項中「割賦購入あつせん」の下に「並びに訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引」を加える。

（外）官報

理由

商品の取引方法が多様化し、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引が増加している現状にかんがみ、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にするため、これららの取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図るために措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

訪問販売等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、商品の取引方法が多様化し、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)が増加している現状にからみ、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にするため、これらの取引を公正にし、購入者等が受けることのある損害の防止を図るために措置を講じようとする

もので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、訪問販売及び通信販売に係る取引並びに連鎖販売取引を公正にし、並びに購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品の流通を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 訪問販売及び通信販売の定義

(1) 「訪問販売」とは、販売業者が営業所、代理店その他の通商産業省令で定める場所(以下「営業所等」という。)以外の場所において、売買契約を締結して行う指定商品の販売を行う。

(2) 「通信販売」とは、販売業者が郵便その他の通商産業省令で定める方法(以下「郵便等」という。)により売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う指定商品の販売を受けて行う指定商品の販売をいう。

(3) 「指定商品」とは、主として日常生活の用に供される物品のうち、定期的な条件で販売するのに適する物品で政令で定めるものをいう。

3 訪問販売における氏名等の明示

販売業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方にし、販売業者の氏名又は

らない。

4 訪問販売における書面の交付

(1) 営業所等以外の場所で売買契約の申込みを受けた場合の書面の交付

販売業者は、営業所等以外の場所において指定商品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、販売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についての申込みの内容を記載した書面を申込者に交付しなければならない。

ただし、その申込みを受けた際、売買契約を締結し、その内容を明らかにする書面を購入者に交付したとき、又は当該商品を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

(2) 購入者の住居において売買契約を締結した際に履行した場合の書面の交付

販売業者は、購入者の住居において指定商品につき売買契約を締結した場合において、その売買契約を締結した際指定期間を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

(3) 購入者の住居において売買契約を締結した際に履行した場合の書面の交付

販売業者は、購入者の住居において指定商品につき売買契約を締結した際指定期間を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

(4) その他の場所において売買契約を締結した場合の書面の交付

販売業者は、営業所等以外の場所において指定期間を引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、この限りでない。

(5) (2)ないし(4)の書面の交付義務の規定は、販売業者が営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合については、適用しない。

5 訪問販売における契約の申込みの撤回等

(1) 販売業者が訪問販売を行なう場合において引き渡しかつその代金の全部を受領したときは、直ちに、販売価格等を記載した書面を購入者に交付しなければならない。

(2) 購入者の住居において売買契約を締結した後履行する場合の書面の交付

販売業者は、(2)の際に履行した場合を除き、購入者の住居において指定商品につき売買契約を締結した時は、遅滞なく、販

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

売価格、代金の支払の時期及び方法、商品の引渡し時期等についてその売買契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない。

の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除(以下「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。」の場合において、販売業者は、損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

イ 申込み者が販売業者から売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日(4の(1)の売買契約の申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、その書面を受領した日)以後において販売業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその場合の方法を告げられた日から起算して四日を経過したとき。

ロ 申込み者が販売業者から、指定商品での使用又は消費により著しく減価するおそれがある商品として政令で定めるものを使用又は消費したときは申込みの撤回等を行うことができない旨を告げられた場合において、申込み者が当該商品を使用し又は消費したとき。

(2) 申込みの撤回等は、申込みの撤回等の書面を発した時に、その効力を生ずる。

(3) 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、販売業者の負担とする。

(4) 申込みの撤回等についての(1)ないし(3)に

反する特約で申込み者等に不利なものは無効とする。

6 訪問販売における契約の解除に伴う損害賠償等の額の制限

販売業者は、訪問販売を行った場合において、締結した売買契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときににおいても、次に掲げる場合に応じ当該(1)ないし(3)に定める額に法定利率による遅延損害金を加算した金額を超える金額の支払を請求することができない。

(1) 当該商品が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額(当該商品の販売価格相当額から当該商品の返還時における価額を控除した額が通常の使用料の額を超えるときは、その額)

(2) 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

(3) 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

事項を記載した書面を遅滞なく交付する旨の表示をする場合には、販売業者は、これらの事項の一部を表示することができる。

8 通信販売における承諾等の通知

販売業者は、前払式の通信販売をする場合において、郵便等により売買契約の申込みを受け、かつ、代金の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、その申込みに対する諾否を書面により通知しなければならない。ただし、その代金の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付したときは、この限りでない。

(3) 訪問販売における書面の交付、契約の申込みの撤回等、契約解除に伴う損害賠償等の額の制限の規定は、次の訪問販売について適用しない。

(3) 訪問販売が通例であり、かつ、通常購入者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

ロ 訪問販売が通例であり、かつ、通常購入者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売

ハ 国又は地方公共団体が行う販売

ニ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会、国家公務員法又は地方公務員法による職員団体、労働組合がその直接又は間接の構成員に対して行う販売

ホ 事業者がその従業員に対して行う販売

9 訪問販売及び通信販売に関する規定の適用除外

(1) 訪問販売及び通信販売に関する規定は、次の販売で訪問販売又は通信販売に該当するものについては、適用しない。

イ 売買契約の申込み者又は購入者のために商行為となる販売

ロ 輸出取引たる販売

ハ 国又は地方公共団体が行う販売

ニ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会、国家公務員法又は地方公務員法による職員団体、労働組合がその直接又は間接の構成員に対して行う販売

ホ 事業者がその従業員に対して行う販売

10 連鎖販売取引の定義

(1) 「連鎖販売業」とは、物品の販売の事業であつて、商品の再販売をする者を特定利益(その商品の再販売をする他の者が提供する取引料その他の通商産業省令で定める要件に該当する利益をいう。)を收受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入又は取引料の提供で政令で定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)をすることを条件とするその商品の販売に係る取引(取引条件の変更を含む。以

下「連鎖販売取引」という。)をするものをい

う。

(2) 「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、連鎖販売業にに関する広告を自己の名において行い、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。

(3) 「取引料」とは、取引料、加盟料、保證金その他のいかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

11 連鎖販売取引についての勧誘

(1) 統括者又は統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者(以下「勧誘者」という。)は、その連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に対して連鎖販売取引について勧誘をするときは、その連鎖販売業に関する重要な事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

(2) 主務大臣は、統括者又は勧誘者が当該一連の連鎖販売業に係る商品を店舗等によらないで販売する個人に対して連鎖販売取引について勧誘をした場合において、その勧誘が適正を欠くものとして政令で定める基準に該当し、かつ、当該勧誘が引き続き行

われるおそれがあると認めるときは、その統括者に對し、一年以内の期間を限り、勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその連鎖販売取引の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

12 連鎖販売取引についての広告

統括者は、その統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、当該広告に、その連鎖販売業に関する商品の種類、当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項等を表示しなければならない。

13 連鎖販売取引における書面の交付

(1) 連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売取引において条件とされる特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者)は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をし

する者であるときは、その者)は、連鎖販売取引において条件とされる特定負担をし

の性能又は品質に関する事項、商品の販売条件に関する事項、当該連鎖販売取引において条件とされる特定負担に関する事項、当該契約の解除に関する事項等についてその内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

14 連鎖販売取引における契約の解除

(1) 連鎖販売業を行う者と連鎖販売取引についての契約を締結した者(商品を店舗等によらないで販売する個人に限る。)は、13の(2)の契約内容を明らかにする書面を受領した日以後において連鎖販売業を行う者からその契約の解除を行うことができる旨及びその方法を告げられた日(その契約に係る特定負担が商品の購入についてのものである場合においては、その商品の購入が連鎖販売取引の特定負担に該当することとなる最初の引渡しを受けた日がその告げられた日後であるときは、その引渡しを受けた日後であるとき)から起算して七日を経過したときを除き、書面によりその契約の解除を行うことができる。この場合において、連鎖販売業を行う者は、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

(3) 契約の解除があつた場合において、その契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、連鎖販売業を行う者の負担とする。

(4) 契約の解除についての(1)ないし(3)に反する特約でその契約の相手方に不利なものはない。

15 売買契約に基づかないで送付された商品

販売業者は、売買契約の申込みをし、かつ、その商品を送付した場合又は申込者等に對しその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して六月を経過する日(その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に對して商品の引取り請求をした場合におけるその請求の日から一月を経過する日後であるときは、その一日を経過する日)までに、その商品の送付を受けた者が販売業者に對して商品の引取り請求をした場合におけるその請求の日から一月を経過する日後であるときは、その一日を経過する日)までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、商品の返還を請求することができない。

連鎖販売取引に関する報告及び立入検査、政令の制定又は改廃の立案に際しての割賦販売審議会への諮問、命令の制定又は改廃における経過措置及び主務大臣について定める。

16 その他

に対してその商品の引取りの請求をした場合に
おけるその請求の日から起算して一月を経過する
日後であるときは、その一月を経過する日)
までに、その商品の送付を受けた者がその申込
につき承諾をせず、かつ、販売業者がその商
品の引取りをしないときは、その送付した商品
の返還を請求することができない。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者の
ための商行為となる売買契約の申込みについて
は、適用しない。

〔別紙〕

官号(外)

訪問販売等に関する法律案に対する附帯決
議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講すべきである。

二 訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引の実態
を把握し、本法の趣旨の周知徹底を図るととも
に、事業者に対する指導・監督体制を強化する
こと。

二 訪問販売、通信販売及び連鎖販売取引による
購入者等の被害を未然に防止するため、消費者
に対する必要な情報の提供と適切な啓発活動の
推進を図ること。

三 訪問販売業者の交付書面及び通信販売業者の
広告における商品の性能又は品質の表示につい
て検討するとともに、連鎖販売業者の取引契約
締結前に交付する書面について、連鎖販売業者
である旨を明示するほか、商品の種類、性能、
計画施設をいう。」を加え、同号を同項第一号

品質、販売条件等の表示を検討すること。

四 訪問販売業者、通信販売業者のアフターサービス体制の整備、セールスマンの資質の向上等

について強力に指導するとともに、連鎖販売取引及び訪問販売におけるクリーニングオフ期間経過後の契約解除の際の商品の引取り問題等契約

内容についても紛争の未然防止のための適切な指導を行うこと。

.....

一部を改正する法律案
都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の
一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十二日

衆議院議長 前尾繁三郎殿
参議院議長 河野 謙三

第二条第一項を次のように改める。
この法律において「都市公園」とは、次に掲
げる公園又は緑地で、その設置者である地方
公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける
公園施設を含むものとする。

一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年
法律第二百号))第四条第六項に規定する都市
計画施設をいう。次号において同じ。)であ
る公園又は緑地で、地方公共団体が設置する
もの及び地方公共団体が同条第二項に規定
する都市計画区域内において設置する公園
又は緑地

第三条に次の一項を加える。
(都市公園の管理)

第一条の三 都市公園の管理は、地方公共団体
の設置に係る都市公園にあつては当該地方公
共団体が、國の設置に係る都市公園にあつて
は建設大臣が行う。

2 国が設置する都市公園(第二条第一項第二
号ロに該当するものを除く。)については、政
令で定める都市公園の配置、規模、位置及び
区域の選定並びに整備に関する技術的基準に
適合するように行うものとする。

第五条第一項中「都市公園を設置する地方公
共団体(以下「公園管理者」という。)は、當該都
市公園」を「第二条の三の規定により都市公園を
管理する者(以下「公園管理者」という。)は、そ
の管理に係る都市公園」に改め、同条第二項中
「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園

とする。

第三条第一項中「昭和四十七年度」を「昭和五
十一年度」に改める。(都市公園法の一部改正)
第一条中「第三条 第十八条」を「第二条の二一
号」の一部を次のように改正する。第十八条の二に、「第二十四条」を「第二十四条
の二」に、「第二十七条」を「第二十九条」に改め
る。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「都市公園」とは、次に掲
げる公園又は緑地で、その設置者である地方
公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける
公園施設を含むものとする。一 都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年
法律第二百号))第四条第六項に規定する都市
計画施設をいう。次号において同じ。)であ
る公園又は緑地で、地方公共団体が設置する
もの及び地方公共団体が同条第二項に規定
する都市計画区域内において設置する公園
又は緑地

第三条に次の一項を加える。

2 国が設置する都市公園(第二条第一項第二
号ロに該当するものを除く。)については、政
令で定める都市公園の配置、規模、位置及び
区域の選定並びに整備に関する技術的基準に
適合するように行うものとする。第五条第一項中「都市公園を設置する地方公
共団体(以下「公園管理者」という。)は、當該都
市公園」を「第二条の三の規定により都市公園を
管理する者(以下「公園管理者」という。)は、そ
の管理に係る都市公園」に改め、同条第二項中
「条例」を「地方公共団体の設置に係る都市公園

口 國家的な記念事業として、又は我が國

固有の優れた文化的資産の保存及び活用
を図るため闘議の決定を経て設置する都
市計画施設である公園又は緑地

第二章中第二条の次に次の二条を加える。

なければならない。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

5 第百三十一号の一部を次のように改正する。

別表中「別表(第五条関係)」に改め、同表都市公園の項中「第二条第一項」を「第二条第一項第一号」に改め、「公園施設」の下に「(同条第一項第一号に規定する都市公園に設けるものに限る。)」を加える。

6 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

7 宅地開発公団法(昭和五十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

9 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都市公園の整備の促進等により都市環境の改善を図るため、現行の都市公園等整備五箇年計画を改定して昭和五十一年度を初年度とする第二次都市公園等整備五箇年計画を策定するとともに、國も都市公園を設置することができることとし、その設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用の負担方法等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都市公園等整備緊急措置法の一部改正

建設大臣は、昭和五十一年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

2 都市公園法の一部改正

(1) 國は次に掲げる公園又は緑地を都市公園として設置することができるものとし、当該都市公園の管理は建設大臣が行うものとする。

(2) 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である

右を別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十一年五月十九日

建設委員長 渡辺 栄一

[別紙]
衆議院議長 前尾繁三郎殿

口) 国家的な記念事業として、又は我が国

固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都

市計画施設である公園又は緑地

(2) 国が設置する都市公園のうち、国家的な記念事業等として閣議の決定を経て設置するもの以外のものについては、その設置すべき区域を決定するに際して、あらかじめ、その区域に係る都道府県と協議しなけ

ればならないものとするほか、政令で定める都市公園の配置、規模等に関する技術的基本に適合するように行うものとする。

(3) 国の設置に係る都市公園の設置及び管理に要する費用については、国家的な記念事業等として閣議の決定を経て設置するものにあつては國がその全額を負担するものとし、その他のものにあつてはその公園の存する都府県が、政令で定めるところにより、その一部を負担するものとする。な

お、後段の場合において、当該都市公園の設置及び管理によって他の地方公共団体が利益を受ける場合には、その受益の限度において、当該地方公共団体に対し、負担金の一部を分担させることができるものとする。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

本の措置は、適切なものと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

理に要する費用の負担方法等を定めようとする

都市公園の整備の促進等により都市環境の改

善を図るため、現行の都市公園等整備五箇年計

画を改定して昭和五十一年度を初年度とする第

二次都市公園等整備五箇年計画を策定すると

ともに、國も都市公園を設置することができるこ

ととし、その設置に係る都市公園の設置及び管

理者には、協議して別に管理の方法等を定

めることができるものとする。

二 議案の可決理由

都市公園の整備の促進等により都市環境の改

善を図るため、現行の都市公園等整備五箇年計

画を改定して昭和五十一年度を初年度とする第

二次都市公園等整備五箇年計画を策定すると

ともに、國も都市公園を設置することができるこ

ととし、その設置に係る都市公園の設置及び管

理者には、協議して別に管理の方法等を定

めることができるものとする。

三 設置に係る都市公園の利用上又は管

理上支障を及ぼすおそれのある行為につい

て必要な規制を行うものとするほか、政令

の一部を改正する法律案及び同報告書

で、その設置及び管理に關し必要な事項を定めるものとする。

四 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

五 第百三十一号の一部を次のように改正する。

別表中「別表(第五条関係)」に改め、

同表都市公園の項中「第二条第一項」を「第二条

第一項第一号」に改め、「公園施設」の下に「(同

条第一項第一号に規定する都市公園に設けるも

のに限る。)」を加える。

六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

7 宅地開発公団法(昭和五十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

8 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

9 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

10 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

11 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

12 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

13 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

14 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

15 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

16 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

17 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

18 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

19 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

20 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

21 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

22 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

23 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

24 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

25 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

26 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

27 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

28 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

29 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

30 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

31 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

32 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

33 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

34 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

35 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

36 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

37 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

38 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

39 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

40 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

41 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

42 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

43 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

44 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

45 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

46 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

47 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

48 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

49 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

50 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

51 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

52 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

53 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

54 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

55 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

56 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

57 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

58 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

59 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

60 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

61 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

62 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

63 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

64 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

65 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

66 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

67 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

68 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

69 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

70 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

71 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

72 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

73 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

74 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

75 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

76 第十二条第一号の二中「外」を「ほか」と、「及び海岸」を「海岸、公共空地及び保勝地」に改

める。

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 公園・緑地の整備の緊急性にかんがみ、事業量の拡大を図るとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するため、補助対象範囲の拡大、補助率の引上げ、起債の充当率の引上げ等に努めること。

二 公園・緑地の用地確保に当たつては、国・公有地の活用について配慮するとともに、特に河川敷、返還基地、筑波研究学園都市移転機関の跡地等をできるだけ公園等の用地に充てること。

三 都市における公害及び災害の防止の緊急性にかんがみ、特に防災的役割りを持つ公園・緑地の整備については万全を期すること。

四 近年の都市化に伴う緑の減少による生活環境の悪化にかんがみ、都市における計画的な緑の創出と保全を図るため、総合的な都市緑化対策を推進すること。

右決議する。